科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年5月28日現在

機関番号: 10101

研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2008~2011 課題番号: 20530065

研究課題名(和文) 国際商取引における《共通私法》の多層的生成

――ウィーン売買条約を基軸として――

研究課題名(英文) Multi-Layered Formulation of 'Ius Commune' in International

Commerce: Expanding the CISG

研究代表者

曽野 裕夫 (SONO HIROO)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 60272936

研究成果の概要(和文):本研究は、日本が 2008 年に締結した私法統一条約である「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(CISG) について、第1に、その体系的・解釈論的構造に関する正確な把握の確立をめざした。契約責任の「体系」に関する構造の解明に重点をおいた他、CISG の基礎にある一般原則と目される「favor contractus の原則」の本質の解明も試みた。これらの作業においては、日本における債権法改正論議との比較検討も行った。第2に、CISG を基軸として生成しつつある《共通私法》の規範内容について、UNIDROIT 国際商事契約原則 2010を中心に検討し、《共通私法》の生成過程について UNCITRAL や ICC における実態の基礎調査を行った。

研究成果の概要 (英文): This research focused on the 1980 United Nations Convention on Contracts of the International Sale of Goods (CISG). There are two aspects to this research. Firstly, given Japan's recent accession to the CISG in 2008, and the impact of the CISG on Japan's recent Civil Code reform, one purpose was to reveal the systematic and interpretive structure of the CISG. In this regard, special emphasis was given to the structure of remedies in case there is breach of contract, as well as to the principle of *favor contractus*. Secondly, given CISG's seminal role in the development of *jus commune* in international commerce, this research extended its scope to the study of the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2010, as well as to a preliminary inquiry into the rule-making process among UNCITRAL and ICC.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2009年度	700, 000	210,000	910, 000
2010年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2011年度	700, 000	210,000	910, 000
年度			
総計	3, 000, 000	900, 000	3, 900, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード:ウィーン売買条約, CISG, 債権法改正, favor contractus, ICC

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究を開始した 2008 年当時, ①日本は「国際物品売買契約に関する国際連合条約」

(CISG) への加入を目前に控えていた。同条約への加入が実現すれば、日本の法律学も、CISG の統一的解釈に向けた世界規模の共同作業に参画するという課題に直面すること

とが予想された(実際、日本は、2008年7月に同条約を締結し、同条約は2009年8月から日本について発効している。)。さらに当時、②日本でも「債権法改正」が現実的な立法課題として浮上しており(実際、2009年秋から法制審議会において審議が開始している。)、CISGがひとつの立法モデルとして重要な位置を占めることが予想された。

以上から、早急に CISG の体系的・解釈論 的構造に関する正確な把握の確立が肝要で あると考えられた。

(2) また、CISG は、国際商取引において生成しつつある《共通私法(jus commune)》の基軸的地位を占めており、これら《共通私法》の文脈に位置づけて理解しなければならないと考えられた。

2. 研究の目的

- (1) 以上で述べたことを背景として、本研究の第1の目的は、CISG の統一的解釈のための協働作業に参画するための CISG の正確な理解を確立することであった。本研究では、特に①CISG における契約責任の体系理解の再構築に重点を置くこととしたが、②その他の CISG の解釈論上の諸論点についても検討を行い、成果を公表することとした。
- (2) また、本研究の第2の目的は、《共通私 法》の規範内容及び生成過程を分析すること とした。①規範内容の分析としては、CISG と UNIDROIT 国際商事契約原則, 国際商業会 議所(ICC)が作成する援用可能統一規則や モデル契約書を比較検討することとし、それ らの存在が CISG の解釈適用にどのように作 用するのかを検討することとした。②また, 生成過程の分析としては、ICC におけるルー ル・メイキングは、元来は取引実務における 社会規範を抽出するものと位置づけられて いたのに対して、現在の ICC の活動は、むし ろあるべきルールのあり方を先導的に示す 方向を向いているようにも思われることか ら, ICC によるルール・メイキングの《共通私 法》としての存立根拠も検討することとした。

3. 研究の方法

- (1) 法解釈学的方法 (文献調査): CISG の体系的構造を,債権法改正における議論も意識しつつ, CISG に関する裁判例・学説を渉猟する方法により,解明することとした。
- (2) 法社会学的方法(文献調査及び聞き取り調査):特にICCにおけるルール・メイキングについて、関係者への面談等も交えながら、法社会学的に検討をすることとした。
- (3) 翻訳・紹介:《共通私法》に関する理解を世界と共有するために、各種文献の翻訳・紹介を行うこととした。

4. 研究成果

- (1) まず, CISG について総体的に理解する ことを主旨とした研究を公表し、そのなかで、 CISG の構造を正確に解明するとともに(雑 誌論文11~13,17~24),CISGの体系と原理 についての解明を行った(雑誌論文 **14·16**)。 より個別具体的に契約責任の体系の理論解 明をはかった研究としては, 契約解除の要件 に関するもの(雑誌論文9), 瑕疵担保責任に 関するもの (雑誌論文 10), 買主の検査通知 義務に関するもの (学会発表 4), 危険移転に 関するもの (図書1), 物品保存義務に関する もの(雑誌論文6)がある。いずれも、わが 国における CISG の理解の深化に寄与するも のと考えるが, 英文で公表した文献について は、CISG の統一的解釈に向けた共同作業に も直接参画するものといえる。特に, UNCITRAL が刊行した CLOUT Digest におい て、CISG における危険移転規定とそれをめ ぐる裁判例の状況についての執筆を担当し た成果(図書1)及び物品保存義務について の注釈書への執筆(雑誌論文6)については、 海外においても基本文献として参照される こととなるものと思われる。
- (2) その他、解釈論上の論点については、実務上きわめて重要な CISG の適用範囲の構造に関する研究(雑誌論文 1・8、学会発表 2・8)、ソフトウェア取引への CISG の適用可能性に関する研究(雑誌論文 15、学会発表 7・9)がある。また、あわせて「条約」としての CISG の国内法体系における位置づけについても検討した(雑誌論文 7・8、学会発表 8)。その他、契約の成立規定の構造を解明する研究がある(雑誌論文 26)。
- (3) また、CISG の契約法原理に関連して、CISG の基礎にある一般原則と目される favor contractus の原則について検討を加え、債権法改正論議等にみられる現在の日本契約法学との比較検討を行った(雑誌論文3・4、学会発表6)。これによって、現時点の内外における favor contractus をめぐる議論水準の到達点を示すことができたと考えている(もちろん、これからはその先が問題となる)。
- (4)《共通私法》の規範内容の研究としては、翻訳として、UNIDROIT 国際商事契約原則 2010 の条文を公刊できたことは、実務界・学界に対する貢献になっているものと思われる(雑誌論文 5)。
- (5) 以上に対して、《共通私法》の生成過程についての検討は、非締約国への CISG の普及に向けた研究(雑誌論文 25、学会発表 1・5)や、アジア地域における法の調和の必要性に関する研究(雑誌論文 2、学会発表 3)があるものの、不十分にとどまったといわざるを得ない。UNCITRAL の担保作業部会に 2009

年から日本代表として参加するなかで、《共通私法》の生成を観察することができたこと、ICC の活動について Incoterms の改訂過程については若干の聞き取り調査を行ったこと、ICC 日本委員会仲裁委員会の活動に関与するようになった以外には、大きな成果を挙げることができなかった。

(6) 今後の課題としては、本研究において一定の成果を示すことができた範囲で、研究をまとめて研究書として出版すること、そして、積み残しの多かった《共通私法》の研究について本格的な研究を進めることが必要である。後者については、その問題意識を発展させて、《私法統一》一般についての共同研究を平成 24 年度から開始している(科学研究費・基盤研究 (B))。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計41件)

- 1. <u>曽野裕夫</u>「当事者による法選択がない場合(東京地裁平成10年3月19日判決)」 別冊ジュリスト『国際私法判例百選〈第 2版〉』,有斐閣,近刊予定,査読無し
- 2. <u>曽野裕夫 「PACL</u> という試み(3)——CISG から PACL へ」NBL975 号 84-92 頁(2012 年 4 月 15 日号) , 査読無し
- 3. <u>曽野裕夫</u>「Favor contractus のヴァリエーション――CISG と債権法改正論議の比較を通じて――」松久三四彦=藤原正則=須加憲子=池田清治編『民法学における古典と革新(藤岡康宏先生古稀記念論文集)』成文堂、2011 年,255-292 頁,査読無し
- 4. <u>Hiroo Sono</u>, "The Diversity of Favor Contractus: The Impact of the CISG on Japan's Civil Code and its Reform" in Ingeborg Schwenzer & Lisa Spagnolo (eds.), Towards Uniformity: The 2d Annual MAA Schlechtriem CISG Conference (Eleven International Publishing, 2011) pp. 165-179, 查読無し
- 5. 内田貴=<u>曽野裕夫</u>=森下哲朗【訳】 「UNIDROIT 国際商事契約原則 2010」 http://www.unidroit.org/english/principles/c ontracts/principles2010/translations/blacklet ter2010-japanese.pdf, May, 2011, pp. 1-42, 査読無し
- 6. <u>Hiroo Sono</u>, "Introduction to Articles 85-88" and "Articles 85-88" in Stefan Kroell, Loukas Mistelis and Pilar Perales Viscasillas (eds), UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG), (C.H.Beck, 2011) pp.

- 1150-1190, 査読無し
- 7. <u>Hiroo Sono</u>, "Japan's Accession to and Implementation of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG)" Japanese Yearbook of International Law, Vol. 53, (2010) pp. 410-437, 查読有り
- 8. <u>曽野裕夫</u>「CISG の締結手続と国内的実施」国際私法年報 12 号 2-27 頁(2010 年), 査読有り
- 9. <u>曽野裕夫</u>「契約解除の要件・効果」鎌田 薫=加藤新太郎=須藤典明=中田裕康=三 木浩一=大村敦志編『民事法Ⅲ 債権各 論〔第2版〕』(日本評論社、2010 年 6 月 15 日) 76-90 頁, 査読無し
- 10. <u>曽野裕夫</u>「ウィーン売買条約(CISG)における瑕疵担保責任の不存在とその理由」 野澤正充編『瑕疵担保責任と債務不履行 責任』(日本評論社、2009 年) 117-135 頁,査読無し
- 11. <u>曽野裕夫</u>「国際物品売買契約に関する国際連合条約 (CISG) の概要(3・完)」月刊民事法情報 277 号 14-26 頁(2009 年 10月号)、 査読無し
- 13. <u>曽野裕夫</u>「国際物品売買契約に関する国際連合条約 (CISG) の概要(1)」月刊民事法情報 275 号 10-23 頁 (2009 年 8 月 号), 査読無し
- 14. <u>曽野裕夫</u>「ウィーン売買条約 (CISG) の 締結とその文脈」法の支配 153 号 20-33 頁 (2009 年 4 月), 査読無し
- 15. <u>曽野裕夫</u>「ソフトウェア取引と CISG— その適用と不適用」藤岡康宏編『民法理 論と企業法制(早稲田大学 21 世紀 COE 叢書企業社会の変容と法創造第 3 巻)』 (日本評論社、2009 年 3 月) 137-153 頁, 査読無し
- 16. <u>曽野裕夫</u>「ウィーン売買条約 (CISG) の 意義と特徴」ジュリスト 1375 号 4-11 頁 (2009 年 4 月 1 日号), 査読無し
- 17. <u>曽野裕夫</u>「国際物品売買契約に関する国際連合条約の解説(3・完)」民事月報 64 巻 4 号 7-32 頁 (2009 年), 査読無し
- 18. <u>曽野裕夫</u>「国際物品売買契約に関する国際連合条約の解説(2)」民事月報 64 巻 2 号 31-60 頁 (2009 年), 査読無し
- 19. <u>曽野裕夫</u>「国際物品売買契約に関する国際連合条約の解説(1)」民事月報 64 巻 1 号 7-36 頁 (2009 年), 査読無し
- 20. <u>曽野裕夫</u>=中村光一=舟橋伸行「ウィーン 売買条約 (CISG) の解説(5・完)」NBL 895 号 49-57 頁 (2008 年), 査読無し
- 21. 曽野裕夫=中村光一=舟橋伸行「ウィーン

- 売買条約(CISG)の解説(4)」NBL 891 号 65-73 頁(2008 年),査読無し
- 22. <u>曽野裕夫</u>=中村光一=舟橋伸行「ウィーン 売買条約 (CISG) の解説(3)」NBL 890 号 82-89 頁 (2008 年), 査読無し
- 23. <u>曽野裕夫</u>=中村光一=舟橋伸行「ウィーン 売買条約 (CISG) の解説(2)」NBL 888 号 44-51 頁 (2008 年), 査読無し
- 24. <u>曽野裕夫</u>=中村光一=舟橋伸行「ウィーン 売買条約 (CISG) の解説(1)」NBL 887 号 22-28 頁 (2008 年), 査読無し
- 25. <u>Hiroo Sono</u>, "Japan's Accession to the CISG: The Asia Factor" Pace International Law Review, Vol. 20, Number 1, pp.105-114 (2008) , 査 読 有り, http://digitalcommons.pace.edu/pilr/vol20/is s1/5
- 26. <u>曽野裕夫</u>「CISG における契約の成立と 解釈に関する規律」民商法雑誌 138 巻 1 号 1-37 頁 (2008 年 4 月), 査読無し

〔学会発表〕(計10件)

- 1. <u>Hiroo Sono</u>, "Becoming a Member of the CISG: The Japanese Experience", Seminar on Thailand and the Accession to the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG), organized by the Office of the Council of State, Ministry of Foreign Affairs, and Suripatum University, March 21, 2012, Pullman Bangkok King Power Hotel, Bangkok, Thailand
- Hiroo Sono, "Matters Governed by the CISG", Albert H. Kritzer Conference on the Vienna Convention on the International Sale of Goods, November 4, 2011, Federacao das Industrias do Estado de Sao Paulo (FIESP), Sao Paulo, Brazil
- 3. <u>Hiroo Sono</u>, "The Path to a Uniform Sales Law in Asia: The "Asia Factor" Revisited", The First UNCITRAL Regional Workshop in Asia, November 23, 2010, Korea University (高麗大学), Seoul, Korea
- Hiroo Sono, "Non-Conformity and Buyer's Duty of Examination and Notification", Uniform Sales Law Conference: The CISG at Its 30 Anniversary, A Conference in Memory of Al Kritzer, November 12, 2010, University of Belgrade, Belgrade, Serbia
- 5. <u>Hiroo Sono</u>, "The World of CISG: A 'Jus Commune' for International Trade", CISG The Rule of Law Seminar, September 7, 2010, Ho Chi Minh City, Vietnam
- Hiroo Sono, "Favor Contractus: the Impact of the CISG on Japan's Civil Code Reform", The Annual MAA Peter Schlechtriem CISG

- Conference: Towards Uniformity, March 13, 2010, City University of Hong Kong
- 7. <u>Hiroo Sono</u>, "The Applicability and Non-applicability of the CISG to Software Transactions", International Congress: Contract Law & International Commercial Arbitration, November 5 & 6, 2009, Universidad de La Rioja, Logrono, Spain
- 8. <u>曽野裕夫</u>「CISGの締結と法制上の位置づけ」(〈特集〉ウィーン売買条約と国際私法) 国際私法学会、2009 年 5 月 10日, 学習院大学
- 9. <u>曽野裕夫</u>「ソフトウェア取引とCISG ーその適用と不適用」国際取引法フォー ラム,2009年5月9日,東京大学

[図書] (計1件)

 United Nations Commission on International Trade Law [with contribution by <u>Hiroo Sono</u> et al.], United Nations, UNCITRAL Digest of Case Law on the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods 2012 Edition, 2012, pp.694, http://www.uncitral.org/pdf/english/clout/CI SG-digest-2012-e.pdf

[産業財産権]

- ○出願状況(計 0件)
- ○取得状況(計 0件)

[その他]

ホームページ等

http://www.juris.hokudai.ac.jp/~sono/cisg/index.html

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

曽野 裕夫 (SONO HIROO) 北海道大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:60272936

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし